

## 添付資料

- |   |                    |             |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 糸島市農力を育む基本条例       | P 80 ~ P 82 |
| 2 | 糸島市農力を育む市民推進会議規規則  | P 83        |
| 3 | 糸島市農力を育む市民推進会議委員名簿 | P 84        |
| 4 | 糸島市の農業に関する統計情報     | P 85 ~ P 86 |
| 5 | 用語集                | P 87 ~ P 94 |

## 参考資料（農業振興課保管）

- 1 関係振興計画等
  - (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想
  - (2) 第1次糸島市長期総合計画
  - (3) 糸島市学術研究都市推進計画
  - (4) 糸島市農村環境計画
  - (5) 糸島市農業振興地域整備計画
  - (6) 糸島市地域水田農業ビジョン
  - (7) 糸島市酪農・肉用牛生産近代化計画

# 1 糸島市農力を育む基本条例

平成22年1月1日

条例第119号

人間の人間らしい営みと自然との接点に、食料・農業・農村がある。

これらは、私たちが愛する糸島の景観、風習、文化などに大きな恵みをもたらしてきた。このような人間生活の発展に資する食料・農業・農村が持つ力を農力という。

農力は、人間に生きる糧と力を与え、自然とのつきあい方を教えるとともに、人間を育て、人間社会の進むべき道筋を示すことができる。農力によって、安全で安心できる食料の供給や健康な生活及び自然環境が守られ、より豊かな地域社会を形成していくことができる。

農力は、農業という営みの中で発揮され、市民と農業者が支え合う関係を築くことによって更に高められる。食料・農業・農村を取り巻く情勢の転換点に立つ現在、糸島市が持つ大きな農力を市民全体で育み、発揮していくことが大切である。

私たちは、このような認識のもとに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、農力を育み、発揮し、魅力ある食料・農業・農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、食料・農業・農村の在り方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策を定めることにより、市民全体で農力を育み、性別、年齢等を問わず農業者一人ひとりの持てる力を発揮し、安全で安心できる食料の生産、流通及び消費が図られ、もって持続的に発展する農業の確立と都市と農村とが調和した豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 食料の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全で安心できる食料を安定的に生産し、供給することにより、食料に対する市民の信頼を確保すること。
- (2) 地域で生産される食料の地域での流通及び消費を促進すること。
- (3) 食の重要性に対する理解を深め、地域特有の食文化の継承等を含めた食育を推進すること。

2 農業の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農地、農業用水その他の農業資源や多様な担い手を確保し、これらを効果的に組み合わせ、創意と工夫あふれる農業の振興を図ること。
- (2) 収益性の高い農業経営の確立を図り、自然環境と調和した持続的な農業を展開すること。

3 農村の在り方についての基本理念は、次に掲げるとおりとする。

良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能を有する自然と人間との共生の場として、農村を整備し、保全すること。

## (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、農力を育み、発揮するための基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが食料の生産者であり、農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する食料について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる食料を安定的に生産し、農力を育み、発揮することに主体的に取り組まなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、農力が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深め、環境の保全に取り組み、地域で生産される食料を積極的に消費するとともに健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業の事業者は、農力が市民生活に果たす役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的施策として、推進しなければならない。

- (1) 多様な担い手の育成及び確保、産地の育成、農業経営の確立等に必要な施策
- (2) 地域で生産される食料の信頼の確保に必要な施策
- (3) 生産基盤の維持、保全等による農村が有する多面的な機能の発揮に必要な施策
- (4) 農業の資源循環機能の維持及び環境保全に必要な施策
- (5) 地産地消に必要な施策
- (6) 食育の推進に必要な施策
- (7) グリーンツーリズムの推進及び農業公園の果たす役割に必要な施策
- (8) 女性農業者が持つ力の発揮に必要な施策
- (9) 九州大学を始めとする産・学・官の連携に必要な施策
- (10) 農力を育み、発揮する取組の情報発信に必要な施策

(基本計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、農力を育み、発揮する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 前項の基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、第10条に規定する糸島市農力を育む市民推進会議の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況等を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(糸島市農力を育む市民推進会議)

第10条 市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市農力を育む市民推進会議(以下「農力市民会議」という。)を置く。

2 農力市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) その他市長が特に必要があると認めること。

3 農力市民会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 前3項に掲げるもののほか、農力市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

## 2 糸島市農力を育む市民推進会議規則

平成22年1月1日

規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市農力を育む基本条例(平成22年糸島市条例第119号)第10条の規定により、糸島市農力を育む市民推進会議(以下「農力市民会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 農力市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 糸島市農業委員会委員
- (2) 糸島市農力開発推進機構委員
- (3) 農業者
- (4) 農業団体の代表
- (5) 食品産業の事業者代表
- (6) 市民代表
- (7) 市職員
- (8) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 農力市民会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、農力市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 農力市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 農力市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 農力市民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 農力市民会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 農力市民会議の庶務は、農林水産部農業振興課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、農力市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

### 3 糸島市農力を育む市民推進会議委員名簿

役 職	氏 名	所 属	役 職 等
会 長	南石 晃明	国立大学法人九州大学	教授
副会長	藤井 重登	糸島市農業委員会	会長
委 員	小金丸 義文	糸島市認定農業者連絡協議会	会長
委 員	中園 三知代	糸島市農業女性の会「ふた葉」	会長
委 員	樽木 八重子	糸島市農業女性の会「ふた葉」	副会長
委 員	川添 千恵子	糸島市農業女性の会「ふた葉」	会計
委 員	松山 一秀	糸島市観光協会	会長
委 員	酒井 忠彬	公募委員	
委 員	樽木 節子	公募委員	
委 員	平井 保則	福岡普及指導センター	センター長
委 員	進藤 孝則	糸島農業協同組合	営農経済担当常務
委 員	荻原 さち枝	糸島農業協同組合	考査役
委 員	藤波 裕治	糸島市健康づくり課	課長補佐
委 員	桑野 彰	糸島市教育委員会（生涯学習課）	課長補佐
委 員	平野 浩美	糸島市教育委員会（学校教育課）	課長補佐
委 員	茅嶋 快枝	可也小学校	栄養教諭

事務局	農業振興課	課 長	岩永 剛彦
		課長補佐（水田農業係長）	大神 亮治
		課長補佐（農業振興係長）	大櫛 邦生
		農政係長	平野 治
		主 幹	鳥越 航
		主 幹	藤森 弘敏
		主 幹	吉村 孝宏
	農業委員会	事務局長	友池 康英

#### 4 糸島市の農業に関する統計情報（農林業センサス：平成27年2月1日、国勢調査、住民基本台帳）

##### （1）主要指標の年次別推移

主要指標	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率(H27/H22)	
					市	県
糸島市総人口(人)	95,040	97,974	98,435	100,035	1.6%	-
糸島市総世帯数(戸)	28,422	31,366	33,765	39,638	17.4%	-
農家数(戸)	2,870	2,661	2,425	2,145	-11.5%	-15.0%
（県戸数）	81,849	75,105	61,981	52,704		
農業従事者数：販売農家(人)	7,425	6,203	5,203	4,158	-20.1%	-24.5%
（県人数）	186,400	153,155	114,399	86,374		
農業就業人口：販売農家(人)	4,897	4,239	3,432	2,971	-13.4%	-16.4%
（県人数）	110,607	95,226	68,091	56,950		
経営耕地面積：経営体(ha)	4,015	3,634	3,577	3,536	-1.1%	0.8%
（県面積）	78,112	72,358	67,789	68,316		
農業産出額(億円)	164.3	163.5				
（県産出額）	2,388	2,206				
農家1戸当り生産農業所得(千円)	1,948	2,172				
（県金額）	1,097	1,004				
経営耕地2ha以上農家	540	484	430	403	-6.3%	2.7%
（県戸数）	8,024	7,933	6,680	6,863		
販売額1,000万以上農業経営体(戸)	414	409	340	338	-0.6%	7.4%
（県戸数）	4,641	4,765	3,665	3,935		

農業従事者数：満15歳以上の世帯員のうち、「調査期日前1年間に農業に従事した者」の数

農業就業人口：調査期日前1年間に、「農業のみに従事した世帯員」と「兼業でも農業従事日数の方が多い世帯員」の数。

##### （2）県内農業に占める割合

主要指標	実数	県内農業に占める割合
農家数	2,145 戸	4.1%
農業従事者数	4,158 人	4.8%
農業就業人口	2,971 人	5.2%
経営耕地面積	3,536 ha	5.2%

##### （3）農家の現状

###### 農家数の推移

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率(H27/H22)
農家数(戸)	2,870		2,661		2,425		2,145		-11.5%
販売農家(戸)	2,403	83.7%	2,027	76.2%	1,741	71.8%	1,523	71.0%	-12.5%
自給的農家(戸)	467	16.3%	634	23.8%	684	28.2%	622	29.0%	-9.1%

###### 販売農家の推移

専業農家：世帯員のうちに兼業従事者が一人もいない農家

兼業農家：世帯員のうちに兼業従事者が一人以上いる農家

単位：戸

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率(H27/H22)
販売農家	2,403		2,027		1,741		1,523		-12.5%
専業農家	551	22.9%	545	26.9%	545	31.3%	593	38.9%	8.8%
兼業農家	1,852	77.1%	1,482	73.1%	1,196	68.7%	928	60.9%	-22.4%

専業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家  
 第1種兼業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家  
 第2種兼業農家 世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家  
 自給的農家 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

農家種別数の推移

単位：戸

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率 (H27/H22)
総農家数( + )	2,870		2,661		2,425		2,145		-11.5%
自給的農家	467		634		684		622		-9.1%
販売農家 ( + )	2,403		2,027		1,741		1,523		-12.5%
専業農家	551	22.9%	545	26.9%	545	31.3%	595	39.1%	9.2%
兼業農家 ( + )	1,852	77.1%	1,482	73.1%	1,196	68.7%	928	60.9%	-22.4%
第1種兼業農家	537	22.3%	460	22.7%	377	21.7%	268	17.6%	-28.9%
第2種兼業農家	1,315	54.7%	1,022	50.4%	819	47.0%	660	43.3%	-19.4%

農業従事者数の年齢構成 (販売農家)

単位：人

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率 (H27/H22)
総数	7,425		6,203		5,203		4,158		-20.1%
60日未満					1,557	29.9%	1,038	25.0%	-33.3%
60日～249日					1,986	38.2%	1,545	37.2%	-22.2%
250日以上					1,660	31.9%	1,575	37.9%	-5.1%

農業就業人口の年齢構成 (販売農家)

単位：人

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率 (H27/H22)
総数	4,897		4,239		3,432		2,971		-13.4%
15歳～29歳	387	7.9%	320	7.5%	203	5.9%	177	6.0%	-12.8%
30歳～64歳	2,344	47.9%	1,893	44.7%	1,495	43.6%	1,247	42.0%	-16.6%
65歳以上	2,166	44.2%	2,026	47.8%	1,734	50.5%	1,547	52.1%	-10.8%

農業従事者数の男女構成比 (販売農家)

単位：人

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率 (H27/H22)
総数	7,425		6,203		5,203		4,158		-20.1%
男性	3,910	52.7%	3,295	53.1%	2,731	52.5%	2,211	53.2%	-19.0%
女性	3,515	47.3%	2,908	46.9%	2,472	47.5%	1,947	46.8%	-21.2%

農業就業人口の男女構成比 (販売農家)

単位：人

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		増減率 (H27/H22)
総数	4,897		4,239		3,432		2,971		-19.0%
男性	2,273	46.4%	2,056	48.5%	1,723	50.2%	1,529	50.2%	-16.2%
女性	2,624	53.6%	2,183	51.5%	2,183	51.5%	1,442	49.8%	-21.7%

## 5 用語集

カナ		用語	解説
ア	1	アンテナショップ	消費者の購買動向を探るための実験店舗。生産地や商品を不特定多数の消費者へPRする店舗の意味で使用されることもある。
イ	2	医食同源	病気を治すのも食事をするのも、生命を養い、健康を保つため、その根源は同じであるという考え方。
	3	糸島農業計画会議新規就農支援 班会議	市と糸島農協、福岡普及指導センターで組織する、糸島農業計画会議にある、新規就農支援組織。糸島地域において新たに農業の開始を希望する方の相談、就農支援、各種審査などを行う。
	4	糸島農業計画会議	行政とJAなどの関係機関が業務連絡を緊密にし、糸島地域農業の経済的・社会的地位の向上を目的として、昭和45年より活動開始。 現在、個別の対策会議や専門班を設けて活動を展開している。
	5	遺伝子組換え食品	ある生物から有用な遺伝子を取り出し、他の生物の遺伝子に挿入することで開発された有機体、またはそれらを原材料として加工された食品。 主に流通しているものは、遺伝子組換え大豆やトウモロコシなど。
	エ	6	営農
7		エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、認定を受けた農業者の愛称。
8		NPO(法人) (Non Profit Organization)	営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。
9		援農	農作業労働を手伝い、助けること。特に、消費者による生産状況の理解と農業の体験などのために、消費者が農作業を手伝うこと。
カ	10	化学肥料	化学的処理により製造される肥料。窒素・リン酸・カリウム的一种以上を水溶性の化合物として含む。硫酸アンモニウム・尿素・過リン酸石灰など。
	11	花き産地強化計画	産地の特性や意向を踏まえ、担い手の育成確保を始めとする産地の将来像を実現する構造改革のための計画。糸島地域では、「JA糸島を主体としてH18年に7品目について、「糸島花き産地強化計画」を策定。
	12	果樹産地構造改革計画	産地の特性や意向を踏まえ、担い手の育成確保を始めとする産地の将来像を実現する構造改革のための計画。糸島地域では、「JA糸島を主体としてH18年に7品目について、「糸島地域果樹産地構造改革計画」を策定。
	13	家畜排せつ物	家畜(牛、豚、鶏など)の糞尿。
	14	家族経営協定	農業経営に参画する者の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いを実施し、立会人のもとで表明した協定。
	15	家畜伝染病	家畜の伝染性疾患のこと。経済的な損失、防疫措置の難易などにより、「家畜伝染病」と「届出伝染病」に大別されている。 家畜伝染病が発生した場合は、発生の届け、隔離、処分、消毒などが義務付けられている。
	16	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業(「環境保全型農業推進の基本的考え方」平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部)。

カナ		用語	解説
カ	17	慣行農法	各地域において、農薬、肥料の投入量や散布回数等において相当数の生産者が実施している一般的な農法のこと。
	18	完熟堆肥	完全に発酵が進行した有機肥料。
キ	19	GAP ( Good Agricultural Practice )	農業においてある一定の成果を得ることを目的として実施すべき手法や手順などをまとめた規範、またはそれが適正に運用されていることを審査・認証する仕組みのこと。
	20	九州大学伊都キャンパス農学研究 院分室	2019年の農学部移転計画に先立ち、九大伊都キャンパスの緑地管理や教育研究支援、地域貢献活動等を実施するため、平成19年に設立された分室。
ク	21	グリーン・ツーリズム	都市の住民が豊かな自然や地域資源を求めて農山村を訪れ、農村文化、農村資源、農村生活や農業体験、また農畜産物を通じて地域の人たちと交流を行い、「農村を楽しむ」休暇や余暇のことをグリーンツーリズムといい、観光と連携している部分も大きい。 ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーン・ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育んできた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。
ケ	22	経営所得安定対策	平成17年に大綱が定められた対策で、担い手に対して施策を集中する「品目横断的経営安定対策」、米の生産調整に係る「米政策改革対策」、農業基盤の保全に係る「農地・水・環境保全向上対策」の3つの政策にかかる対策。
	23	経営耕地面積	農業経営のために耕作して農作物をつくる土地、田畑として利用している土地の面積。
	24	経済連携協定(EPA/FTA)	Economic Partnership Agreement / Free Trade Agreementの略。2以上の国が関税の撤廃や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるもので、物やサービスの貿易を自由にする協定をFTAという。FTAの内容を含みつつ、市場制度や経済活動等、幅広く経済的な関係を強化する協定をEPAという。これらは本来、WTOの最恵国待遇に反するものとされている。しかしながら、その貿易自由化効果ゆえに、一定の要件([1]「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、[2]廃止は、妥当な期間内(原則10年以内)に行うこと、[3]域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等)のもとに認められている(貿易及び関税に関する一般協定(ガット)第24条他)。
コ	25	高機能性農産物	本計画の中では、特定の栄養素の分析や発見により食品としての付加価値が高まることや、栽培することで環境へのプラス効果を生み出すような働きを持った農産物のことを指す。
	26	耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。 なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。
	27	口蹄疫	家畜の伝染病のひとつで、日本では家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されており、対象動物は同法により牛、めん羊、山羊、豚が指定されているほか(家畜伝染病予防法2条)、同施行令で水牛、しか、いのしが追加指定されている。
	28	荒廃農地	管理がされず、荒れ果てた農地。
	29	国土利用計画	国土利用計画法に基づき、限りある国土の利用について、公共の福祉や自然環境の保全等に配慮して、総合的かつ計画的な国土利用を定めた計画。
	30	米政策改革大綱	水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に平成14年に決定された大綱。米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

カナ		用語	解説
サ	31	採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草または、家畜の放牧の目的で使用される土地。
	32	産学官共同	産業(農業、商業、工業)、学術(大学、研究機関)、行政(国県市)が、一つの目的のために力を合わせること。
	33	産地づくり交付金	平成16年度から実施された米政策における助成措置(旧転作奨励金)で、全国一律の要件・単価を見直し、国が示すガイドラインの中で、地域独自の提案により活用し、米の生産調整、地域独自の作物振興を実施するための交付金。
シ	34	JA糸島長期農業振興計画	JA糸島において、糸島地域の農業の発展を目指し、5年後を目標として策定される基本構想。現在、平成20年度から平成24年度の計画期間中。
	35	敷料	家畜が横になる場所を柔らかく温かくするとともに、排泄物の水分を吸収するために敷くもの。
	36	施設栽培	ガラス室、ビニールハウスなどの構造物内で、環境を人為的に調節し、周年栽培や生産性を高めることを可能にする栽培方法。
	37	市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費用の野菜や花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。 なお、市民農園整備促進法において、市民農園は、「特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸付けられる農地」、「賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地(農園利用方式)」、「これらの農地に附帯して設置される農機具収納施設等を合わせていうこと」とされている。また、市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例(転用許可不要)や都市計画法の特例(開発許可が可能)等といった措置の対象となる。
	38	周年出荷	一年間を通して、出荷を行うこと。
	39	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同で行う営農活動。 [1]転作田の団地化、[2]共同購入した機械の共同利用、[3]担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
	40	集落営農組織	集落営農を実施している活動組織のこと。その内容は、構成員が共同購入した機械・施設を使用する共同利用形態、構成員が協業で作業に従事し、集約計算された収益金から配当を実施する形態、構成員のうち特定の機械作業(オペレーター)に作業を委託する形態など多様である。
	41	集落営農法人	集落営農組織のうち、その活動を法人化(会社化)し、法人登記を行った営農組織のこと。
	42	食育基本法	平成17年7月に食育基本法が施行され、「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資するとされている。
	43	食生活改善推進会	健康づくりに必要な知識を習得し、食生活改善推進員として終了証を得た人が中心となり、「自分たちの健康は自分たちの手で」を合言葉に、地域の食生活改善活動などをボランティアで行っている団体。
	44	食の外部化	女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況により、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられている。こういった動向を総称して「食の外部化」という。
	45	食料自給率	国内で消費される食料のうち、国内生産の割合。
	46	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、閣議決定により定める計画。 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12年3月に初めて策定され、平成22年3月に見直しが行われた。

カナ		用語	解説
シ	47	食品表示制度	<p>食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならないものであり、一般消費者向けのすべての飲食物品について品質表示基準が定められている。</p> <p>品質表示基準は、生鮮食品を対象とした生鮮食品品質表示基準と容器包装に入れられた加工食品を対象とした加工食品品質表示基準に大別され、生鮮食品であれば名称や原産地、加工食品であれば名称、原材料名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、製造者の氏名及び住所等を表示することが義務付けられている。また、玄米や精米、水産物、遺伝子組換え食品などの品質表示基準や、個別の食品に適用される品質表示基準が設けられている。</p> <p>さらに、食品の表示はJAS法による表示のほか、食品衛生法に基づく期限表示やアレルギー表示等、計量法に基づく内容量表示など、様々な法律で定められており、JAS法以外の法律で表示しなければならない項目もある。</p>
	48	食料・農業・農村基本法	<p>国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。</p> <p>基本理念として[1]食料の安定供給の確保、[2]多面的機能の発揮、[3]農業の持続的な発展、[4]農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。</p>
	49	女性起業	女性が主たる経営を担い、主に地域産物を使い、女性の収入につながる経済活動のこと。
	50	女性農村アドバイザー	農業振興、農村の活性化に関する意見や情報の提供、女性農業者の社会的地位向上のために活動する指導的な女性農業者を県が任命する。
	51	新規就農者	<p>自営農業就農者： 農家世帯員で、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。</p> <p>雇用就農者： 新たに農業法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。</p> <p>新規参入者： 土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始したした者。</p>
	52	身土不二	14世紀の仏教書の言葉で、食べ物に宿る風土と人体に宿る風土が一致すればするほどよいという考え方で、日本では明治時代に、住んでいる場所四里四方(16km <sup>2</sup> )でとれる旬のものを食べることが理想とされた。また、韓国では国産農産物愛用運動のスローガンとなっている。
ス	53	水源のかん養	水資源の確保、洪水の防止、河川の保護等のために、雨水が田畑に保持される。農業の多面的な機能のひとつ。
	54	スローフード	北イタリアで始まった現代人の食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守ること、質の良い素材を提供できる小規模生産者を守ること、消費者に味の教育を進めることにより、各地に残る食文化を尊重し、将来に伝えていく取り組み。
セ	55	生物多様性	遺伝子・生物種・生態系のレベルで多様な生物が共存していること。その経済的価値に加えて、多様性そのものに固有の価値があるとされる。農業の多面的な機能のひとつ。
	56	青年等就農計画(制度)	新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想にある目標に対して、青年等就農計画を立て農業経営の基礎を確立することを目指す農業経営体を地域農業の将来にわたる担い手として認定する制度。青年等就農計画を認定された方を「認定新規就農者」となる。
タ	57	堆肥	植物などを腐らせてつくった有機肥料。
	58	第1次系島市長期総合計画	系島市のまちづくりの総合的な指針となる上位計画。現在、第1次計画(H23～32年度)の前期計画(H23～H27)が終了し、後期計画(H28～H32)を実施中。

カナ		用語	解説
タ	59	第六次産業	農業、水産業は、産業分類では第一次産業に分類され、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。だが、六次産業は、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工(第二次産業)、流通、販売(第三次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。ちなみに六次産業という名称は、農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語である。
	60	WTO (世界貿易機関)	World Trade Organization(世界貿易機関)の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に代わり、1995年1月に発足した国際機関。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。
	61	WTO農業交渉	WTO農業協定20条の規定に基づき、2000年3月に開始。2001年11月に立ち上げられた新ラウンドの一部として交渉が行われている。2004年7月にジュネーブで開催された一般理事会において、農業分野を含め、枠組み合意がなされた。
	62	多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
チ	63	地域水田農業ビジョン	米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。
	64	地産地消	「地産地消」とは、「地域で生産されたものをその地域で消費すること」をいう。「地域」とは、具体的にここからここまでと明確に範囲を決めることは出来ないと考えられ、地産地消に取り組むそれぞれの人の思いに応じて、自分の集落の範囲であったり、市町村の範囲であったりする。 また、地産地消は、単に地域の食材を消費するだけでなく、「もの(食材)」をとおして「ひと(心)」がつながることが原点であり、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安全・安心・信頼、さらには、食を柱としたいきいきとしたむらづくり、まちづくりなど地域づくりへつながっていく。
	65	中山間地域等直接支払制度	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。 交付対象となるのは、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域にあり、かつ、農業生産条件の不利な農用地。交付を受けるには、農家が集落協定などを結び、農業生産活動等を5年間以上継続して行う必要がある。
テ	66	TPP	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP: Trans-Pacific Partnership、またはTrans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)は、2006年5月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国加盟で発効した経済連携協定。加盟国間の経済制度、即ち、サービス、人の移動、基準認証などに於ける整合性を図り、貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃をめざしている。環太平洋経済協定、環太平洋連携協定、環太平洋パートナーシップ協定とも呼ばれる。 2015年までに協定国間の貿易において、工業品、農産品、金融サービスなどをはじめとした全品目の関税を原則として完全撤廃することにより、貿易自由化の実現を目指すFTA(自由貿易協定)[2]を包括するEPA(経済連携協定)である。
	67	定年帰農	農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事することをもいう。
	68	転作作物	米の生産調整により、水田で栽培される主食用の水稻以外の作物。 生産調整実施者で要件を満たした者に対しては、転作作物の栽培面積に応じ、産地づくり交付金の交付などが実施されている。
	69	データマイニング	統計学、パターン認識、人工知能等のデータ解析の技法を大量のデータに網羅的に適用することで知識を取り出す技術。DMと略して呼ばれる事もある。通常のデータの扱い方からは想像が及びにくい、発見的(heuristic)な知識獲得が可能であるという期待を含意していることが多い。英語ではknowledge-discovery in databases(データベースからの知識発見)の頭文字をとってKDDとも呼ばれる。

カナ		用語	解説
ト	70	特別栽培農産物	生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと)に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。
	71	特別栽培米	特別栽培農産物のうち、米をいう。
	72	土地利用型農業	効率的な土地利用を前提とした、主に水田を中心とした米・麦・大豆・露地野菜などを栽培する農業経営のこと。
	73	鳥インフルエンザ	人間のインフルエンザとは異なったウイルスで鳥類に伝染するインフルエンザ。特に強い病原性を示すものは「高病原性鳥インフルエンザ」という。国内では、2004年に約80年ぶりに発生した。現在のところ、鶏肉や卵を食べての感染報告はない。
	74	トレーサビリティ・システム(流通経路情報把握システム)	食品の流通経路情報(食品の流通した経路及び所在等を記録した情報)を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待される。
ニ	75	担い手への農地の利用集積	認定農業者などの農業の担い手に対し、農地の利用権や使用貸借権といった権利や農作業の委託を集積し、経営規模の拡大を支援すること。
	76	認定農業者(制度)	効率的で安定的な魅力ある農業経営を目指す農業者が、5年後の経営目標に向かって作成した「農業経営改善計画」を市の基本構想に照らし合わせて認定した(経営体)、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするもの。
ノ	77	農業経営基盤強化促進基本構想(基本構想)	市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもの。 当該市町村における 育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。
	78	農業経営改善計画	概ね5年後を目指した「農業経営の拡大」、「生産方式の合理化」、「経営管理の合理化」、「農業従事者の態様の改善」など大きく4つの目標と、その目標達成のための措置を、農業者自らが記載した計画書。この計画書の記載内容が、市町村の基本構想と照らして妥当であると認定された農業者が、「認定農業者」となる。
	79	農業産出額	農産物の生産量に、農家の庭先取引価格を乗じて求めた金額で、農業粗生産額とも呼ばれる。
	80	農業施設用地	耕作又は養畜の業務のために必要な、畜舎、温室、農器具収納施設などの農業用施設で、農水省令で定める施設の用地として使用される土地。
	81	農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に従事した者。
	82	農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者と農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の合計。
	83	農業集落	市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及び密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。
	84	農業集落排水事業	公共下水道処理施設の対象外となった農業集落において、農業用水の水質保全と農村の生活環境を改善するために、生活雑排水や、し尿を処理するための農業集落排水施設を建設したり、家庭から施設まで連結する排水管を公共道路、住宅内へ敷設することを推進する事業。

カナ		用語	解説
ノ	85	農業生産法人	農地等の権利を取得できる法人のこと。 農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。
	86	農業振興地域	向こう10年間の長期にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として指定された区域で、農業の近代化や公共投資の計画的推進など、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる。
	87	農業団体	農業に関係する公的な事業を行う団体(JA, 土地改良区等)。
	88	農業の自然循環機能	稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、「土壌の物理性が改善され生産力が増進する」、「養分として再び作物に吸収される」、「土壌中の微生物が多様化する」。このように、農業生産活動は自然界における生物を介する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。 農業の持続的な発展には、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要なため、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。
	89	農地・水・環境保全向上対策	品目横断的経営安定対策の導入に合わせ、平成19年度から実施されている。農業者と農業者以外の地域住民を含む地域の共同活動により、農道や農業用水等の資源や環境の保全を図る対策。
	90	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める、農用地(田・畑・樹園地)として利用すべき土地の区域。
	91	農林業センサス	我が国の農林業における生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施される。 FAO(国際連合食糧農業機関)が提唱した「1950年世界農業センサス要綱」に準拠した「1950年世界農業センサス」を昭和25年2月に実施し、これ以降10年ごとにFAOが策定する「世界農業センサス要綱」に基づいて「世界農業センサス」を、その中間年に我が国独自の「農業センサス」を行っている。
ハ	92	バイオマス	「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。
	93	バイオエタノール	主にトモロコシやサトウキビなどから製造されるエタノール。米国、ブラジルでの利用が多く、2ヵ国で世界のエタノール生産量の7割を占める。
	94	廃棄物系バイオマス	バイオマスのうち、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液(パルプ工場廃液)、下水汚泥といったもの。
	95	販売農家	経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。
ヒ	96	BSE (牛海綿状脳症)	1986年に英国で確認された牛の病気。対内タンパク質プリオンが異常型に変わり脳の神経細胞が死滅する。国内では2001年に発生し、牛トレーサビリティ法の制定の要因となった。
	97	肥料	土壌をこやし、植物の生育に役立って増収をもたらす効果をもつ土壌・植物に施す物質。窒素・リン・カリウムは肥料の三要素と呼ばれる。
	98	品目横断的対策	「品目横断」とは、「non-product-specific」(産品を特定しない)の意であり、毎年 の支払額が当該年の作付内容と切り離されているなどの産品非特定の直接支払を「品目横断的政策」と称している。 諸外国の品目横断的政策にもいくつかの類型があり、現行の米国とEUの直接支払は、品目ごとの単価と過去の作付面積を掛け合わせた金額を経営全体で合計した額としている一方、2005年から実施されるEUの単一直接支払制度は、過去の各種直接支払制度のもとでの受給実績に基づいた単一単価によるものとなっている。

カナ		用語	解説
フ	99	複合経営	農産物販売収入1位の部門の販売金額が、総販売金額の6割未満となっている、農産物の経営部門が複数ある経営のこと。
	100	ふくおかエコ農産物認証制度	農薬の散布回数…残留農薬検査を実施し、認証農産物には統一マークを貼付。認証農産物の貼付マークでHPアドレス、認証番号、生産情報の閲覧可能。
	101	福岡地域良質米麦大豆生産協議会	米・麦・大豆の品質改善に関する事業を行い、福岡地域産の米麦大豆の評価向上に努め、消費面の要請に応えるとともに、農家経済の向上に寄与することを目的に設置されている組織。
ホ	102	ポジティブリスト制度	平成15年度の食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月29日から実施されている「残留農薬等に関する規制の強化」に係る制度。具体的には、全食品に残留農薬基準が設定されることで、全ての農薬等が規制の対象となり、基準(一定量)を超えた農薬が残留する食品(加工品含む)は、回収義務や販売の禁止、流通の規制などの強制処分が行われる。
	103	ほ場	作物を栽培する農地のこと。
	104	ほ場整備	小さな区画の農地を大きな区画に整理し、併せて用排水路や農道などを計画的に配置し、生産性を向上させるための整備。
ヤ	105	野菜産地強化計画	産地の特性や意向を踏まえ、担い手の育成確保を始めとする産地の将来像を実現する構造改革のための計画。JA糸島では平成25年に10品目(のべ16品目)について「糸島野菜産地強化計画」を策定。
ユ	106	有害鳥獣	鳥獣保護法の中で、農林水産物への被害や生活環境の悪化をもたらすとされている動物。 代表的なものは、イノシシ、カラス、サル、アナグマなど。
	107	有機物資源	家畜糞尿、食品残渣(生ゴミ)、剪定枝等の生物由来の有機化合物で農業生産に役立つ要素。
	108	有機農業	農薬や化学肥料を使用しない、または使用量を減らして安全な食料生産をめざす農法や農業。
	109	有機JAS認証制度	有機JAS認証制度とは、農林水産大臣に登録した第三者機関(登録認定機関)が、有機農産物等の生産行程管理者(農家や農業生産法人等)や製造業者を認定し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度。
	110	遊休農地	耕作に利用されていない農地。
111	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。	
ラ	112	ランドラッシュ	2007年-2008年の世界食料価格危機が発端となって、ヨーロッパや中国、韓国、インドなどが国を上げてアフリカや南米、旧ソ連圏の未開発の農地を大掛かりに買収している現象を指す。しかし、現地の住民に必要な食料の確保を無視して政府間で強引な買収を行うケースもあり、「新植民地主義」として非難を浴びる事例も少なくない。
リ	113	リンク	インターネット上のホームページなどから他のページに直接移動できるように相手先の情報を埋め込んでおくこと。
ロ	114	露地栽培	生育期間のほとんどが、被覆資材等を使用せずに、自然環境下の地面で栽培を行う栽培方法。

(参考資料)

農林水産省HP ほか

平成二十八年三月三十一日発行

〒819 1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市

産業振興部

農業振興課

